

鳴砂の浜から “海をひらく” 提案

網野町漁協組合員・松尾省二氏（まつお・しょうじ）さん

インタビュー・構成 中島 満



●プロフィール

まつお・しょうじさん 1963年京都府生まれ。地元高校卒業後、大阪にて広告関係の仕事に就き、帰省後家業の小型定置網漁、民宿業に就き現在に至る。環境保護や地域活動に取り組み、ナホトカ号重油回収や海岸コンサートなどのマネジメントをエネルギーに続ける。漁業漁村の魅力を伝える漁業メッセンジャー「ザ・漁師's」4人の1人。日本ナショナルトラスト専門研究員。京都府漁業士会会長。琴引浜の鳴り砂を守る会事務局。京丹後市観光協会理事。網野町漁協代表監事（元）。

【プロローグ】京都府丹後半島、網野町の「鳴砂」で知られる琴引浜。この海岸の太鼓浜と呼ばれる岩礁域を「入漁礁」に指定し、夏の一定期間、1人1日2500円の「一日漁師証」を購入した一般市民に、素潜り漁を体験してもらう試みを紹介しましょう。名づけて「あなたも一日限定で漁師になってみませんか！」。

サザエに限定した市民参加型素潜り採捕体験事業は、同県舞鶴市漁協野原支所で行われてきた。ところが、共同漁業権水域内で区域・日時・体長など入漁制限や利用規則を守ることを前提にして、魚貝種指定なしで採捕・持ち帰り自由の「開放」ルールを設けたのは、全国でも、ここが初めてのことはないだろうか。

「参加型海業推進事業」と名づけた、この「海の開放」を実現させたのは、網野町漁協の島津支所「遊浦（あそびうら）」の漁業者たち。組合員12名で構成する漁業地区は、地元では「小組合（こくみあい）」と呼ぶ。この1人、「琴引浜の鳴り砂を守る会」の事務局を担い、地域漁業者の合意を取り付け、推進のリーダー役になって活動を続けてきた、小型定置網漁業者で民宿

業も経営する松尾省二さんに「一日限定漁師になってみませんか！」構想を実現させた経緯とねらいについて伺ってきました。

鳴砂を守る会の地道な活動

——「鳴砂」で知られた丹後半島「琴引浜」は、「禁煙ビーチ」になっていると聞きびっくりしました。

網野町が、琴引浜を禁煙ビーチにするため「網野町美しいふるさとづくり条例」を作り、2001年に町議会で可決されたのですが、そこに至るには、琴引浜の鳴砂を保全しようという長い活動の歴史があります。注(1)

まず、この浜を訪れて宿をとってきた多くの旅人たちの歴史。私たちが生まれるずっと前から、海岸に道路もなく、歩きが唯一の旅の手段だった時代から、琴引浜に魅せられた人々と、地域に暮らす人々の交流がありました。

与謝野鉄幹、晶子も旅人として、「遠くきてわが行く今日の喜びも共に音をたつ琴引の浜」(鉄幹)、「松三本この陰にくる喜びも共に音となる琴引の浜」(晶子)などの歌を残しています。旅人との交流する場として、地域の人々が、訪れる人々に楽しんでもらえるおもてなしをするために、私の祖父・栄治ら地域の活性化のために観光協会を作っています。

こうした旅人のひとりが、同志社大学で粉体工学の世界的な権威で、石臼の研究者でもあった三輪茂雄先生でした。三輪先生は1972年

(昭和47年)に琴引浜を訪れそれ以来「鳴砂」の浜が、世界的にも貴重な財産であることを主張し、環境保全ばかりか、「鳴砂」を活用して地域を活性化させる提案を精力的にされました。私の祖父や父・庸介ら、漁業者だけでなく地域のいろいろな仕事に携わる人々も、心から賛同し、積極的に協力して鳴き砂の保護や活用の運動が展開されていきました。

浜で拾ったゴミが入場券

——浜で拾ったゴミが入場券というユニークなイベントがあるそうですね。

国の天然記念物指定を受けた名勝地として、ただの観光PRではもったいないですね。ふだんからの浜の清掃や海岸松林の植樹などの保全活動を全国の方々に協力のネットワークを築いてきました。こうした活動のなかから、いっしょに漂着ゴミの清掃もしていただきながら「あなたの拾ったゴミが入場券」というアイデアも醸成され、小さいけれども心のこもった手づくりの「はだしのコンサート」を続けて、昨年で15回になりました。注(2)

こうして「琴引浜の鳴り砂を守る会」は発足以来20年がたちました。

海岸漂着ゴミ問題に取り組んできたNPOクリーンアップ全国事務局(JEAN)や財ナショナルトラストなどを通じて多くの協力者と行動を共にしながら、地域は、守る会の会員だけ

でなく、全国のいろいろな方々と情報の交換や共に行動する関係を築いてきたのです。

冒頭の禁煙ビーチ化についても、タバコの灰が鳴砂保全に影響を及ぼすこと、吸殻が生態系に影響を与えることを考え、それなら「禁煙」を、お願いではなく、ルールとして条例化したのです。

ナ号事件「災い」が結束深める

——こうして培ってきたつながりが、ナホトカ号重油被害が発生したときに、漁業者の協力要請に応えた多くのボランティアとの結束を深めたのですね。

平成9年1月でした。一つの大きなきっかけになりました。漁師というのは、自分もそんなものですが「海は自分のもの」という主張をするものですが、このときばかりは、「自分たちだけではどうにもできない」と、重油被害の現場をまざまざと見せつけられ、この現実を、だれが担っていくのか、頭を殴られたような気持ちをみんながいただいたと思います。

このあとの、漁業者や地域の人たちのがんばりや、そして全国から多くのボランティアのかたがたが浜にきていっしょに回収作業をし、また現場にこられなくてもたくさんの方々のご支援を寄せていただきました。以前のようなきれいな海に、渚によみがえった喜びは、ボランティアの方々への驚きとともに感謝の気持ちで一杯になりました。

その感謝の気持ちをこめて、全国に「海と渚にまつわるメッセージ」を公募したら1153の文章が寄せられました。全文同名の刊行物として重油被害のあった年の9月に、感謝と環境保全の思いを込めて同名の本を発行しました。重油被害と行動の顛末については、守る会のホームページ (URL)

<http://www2.nkansai.ne.jp/org/sea-man/oil/index.html>

をごらんください。

一つだけ、自分たちの行動で触れておきたい点があります。

事故発生直後、私たちはすぐ「丹後ボランティアネット」を立ち上げ、全国の人々への協力要請や回収作業現場情報の整理や行政・漁協・ボランティアの風通しをよくするための行動を起しました。事故後には、全漁連を中心に被害補償の和解が図られましたが、別個にボランティア団体として運用諸コスト等の請求裁判を起し、一番最後に和解し補償金を勝ち取りました。これが初の事例でした。注(3)

みんなの合意で海をひらこう

——本題の「一日限定漁師」構想は、こうした背景があって実現した。

そうですね。また、父が小型定置網漁業の権利更新を旧漁協からとめられたとき「それはおかしい」と裁判になったことがあります。わたしのまわりには「漁業法」や「水協法」の専門

までの活動の蓄積やナ号事故のボランティアや旅人との交流を評価していましたから、みんなは「若いものやりたいようにやってみろ」といってくれたんです。注(6)

旧島津漁協の構成漁業者 30 名に反対者もいましたが、その年全員の合意がとれました。これを受けて、網野町漁協の理事会で報告し、漁業権の地区ごとの運用行使は地区が決めることにならない、確認をしてもらいました。

こうして、冒頭にかいた地域ルールを2007年の夏から2週間、2008年は7月1日から8月19日までの期間限定で始めたのです。

もともと夏のあいだは、サザエは1個50円くらいにしか相場が出ず、燃料代等や放流経費などを考えて費用対効果から、「素潜り採捕」「一日漁師証」の2500円、岩場での「徒手採捕」同500円を払ってもらって自由に採取してもらってもいいんじゃないかとなりました。

注(7)

入漁礁は700メートルぐらいの海岸線ですが、この人たちに、一日漁師になってもらうわけですから、地区の漁業行使規則(採捕漁具・体長制限など)を守ってもらうことになり、身の安全も自分でとってもらいます。ようするに、地域の「漁師」と同様のルールが適用されるわけです。これを購入する人は密漁の監視や資源管理の責任を持ってもらうことになるわけですね。

とにかく、「みんなで利用する浜」を、まずこの小さな浜から実行して、試行錯誤しながら、

よりよいルールに、地域と利用者に自治体も加わり作りあげていきたいと考えています。

(聞き手・構成 中島満)

◎エピソード◎

《注》

注(1) ①琴引浜の鳴り砂を守る会ホームページ:

<http://www2.nkansai.ne.jp/org/sea-man/>

②「琴引浜の鳴き砂を後世へ～海岸を取り巻く環境について～」琴引浜の鳴り砂を守る会・松尾省二(海洋政策研究財団・OPRF、ニューズレター第32号、2001年12月5日発行)

③「琴引浜の保全—琴引浜の鳴り砂を守る会20年」安松貞夫(東山高等学校地学部)

http://www.npec.or.jp/0_info/contents/07030.pdf

(財)環日本海環境協力センター:
http://www.npec.or.jp/0_info/contents/page2007-18.htmlより)

④「知識創造サーキットモデルの提案～よそ者と協働する琴引浜スタイルの環境保全～」金沢工業大学環境システム工学科教授・敷田麻実(海洋政策研究財団・OPRF、ニューズレター第56号、2002年12月5日発行):

http://www.sof.or.jp/jp/news/51-100/56_3.php

⑤「地域の沿岸域管理を実現するためのモデルに関する研究:京都府網野町琴引浜のケーススタディからの提案(敷田麻実、末永聡)2003年日本沿岸域学会論文集」:

<http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/34931/1/1255.pdf>

注(2) 第15回「はだしのコンサート2008」:

<http://www.nakisuna.jp/top/news/hadashi-2008.html>

○コンサート開催趣旨:鳴き砂の浜としては全国で初めて「国指定天然記念物及び名勝」に指定された琴引浜。日本の代表的な海岸風景といえる「白砂青松」を守るため、これまでから全国の方々のご協力を頂きながら漂着ごみの清掃、また松枯れ等による海岸松林の

衰退を防ぐため、昨年は1000本を越える松を植樹しました。今後も、この貴重な財産を保全していくにあたり、皆様のご理解・ご協力を心から願うのであります。多くのアーティスト達によって、琴引浜から自然の尊さを発信する「はだしのコンサート」。鳴き砂を守るために始まったこの小さな取組みが15回目を迎える今、地球上では、温暖化、資源枯渇、食糧高騰、紛争、貧困等、多くの課題に直面しています。かけがえのないものを守り、次代へ繋ぐため、今を生きる私たちの「未来への約束」として、今年も鳴き砂の浜から世界へメッセージを発信します。

なお第16回の同2009(6月6・7日開催予定)は、事情により中止されました。:

<http://teamhadashi.web.fc2.com/>

注(3)『環境と正義』Victory 2003 にこの経過が籠橋弁護士により報告されています。記録として重要なので引用します。

<http://www.jelf-justice.org/newsletter/contents/victory03.html>

『環境と正義』No.58.2003.3月号:ナホトカ号事件:福井地裁 平成13年(ワ)第23号(籠橋隆明:名古屋弁護士会):ナホトカ号事件において油濁汚染除去に貢献したボランティア団体「丹後ボランティアネット」に対して油濁基金などより海岸浄化への貢献が評価されて和解し、NGOの活動費用が損失補償金として支払われたので報告する。

一 ナホトカ号事件の経過

略

二 現場の混乱とボランティアの活躍

海の管理区分は複雑である。海は海上保安庁が所轄する。砂浜などの海と陸との連続部分は自然公物であるから国機関としての都道府県知事が管理する。河口付近は原則として国土交通大臣(当時建設省)が担当している。適用される法律も自然海岸、人工海岸、港、漁港、河口などについて異なり管理者も分かれている。本件について政府は人災であるという立場から加害者責任を強調し、災害として自らの責任において積極策を打ち出すことに躊躇した。

以上のように沿岸管理の複雑な状況及び政府の対応のまずさから現場は非常に混乱した。そんな中、ボランティアが自覚的に活動を展開して政府、自治体では到底できない活動を展開していったのである。重油回収作業は一月八日から始まり、福井県では約一六万人、石川県で二〇万人を越える人々が被災地域ばか

りでなく全国各地から続々と集まり活動を展開した。阪神大震災時でもそうであったが、ボランティアは決して政府や自治体の補完物ではない。彼らは行政とは全く異なった発想の異なったスタイルによって独自に油濁除去に貢献した。ボランティア団体はインターネットで全国に参加呼びかけ、助成金などを利用して(多くは身銭を切っていたが)事務所、用具を整え、さらに無給で献身的に働いたのである。

本件の原告である「丹後ボランティアネット」は、琴引浜を守る会、峰山JC、網野町商工会、網野町社協、丹後情報倶楽部、個人が集まり、一月二三日に京都府網野町に設立された。ホームページなどで広くボランティアを呼びかけ、地元にあつてボランティアの手配やその安全への配慮、地元の油濁状況の情報提供などを行っていた。

三 油濁事故と損失補償(本件の法的根拠)

油濁事件では通常①船主の賠償責任、②船主が加入する船主責任相互保険(P&I保険)、③国際油濁保障基金による損失補償がある。③は「油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する条約」に基づき荷主に責任を負担させる制度で、年間一五万トン以上扱う企業の拠出によって基金が設立されている。詳しくは省くが②は保険である以上①の責任の存在を前提としている。①は条約により無過失責任が定められているがその分責任限度額が存在する。③は①、②によって補償されない損失に対して賠償される仕組みである。これらの①、②、③の請求についてはいずれも被災国の裁判所に管轄があり、我が国では油濁に関する条約を受けて定められた油濁損害賠償補償法などにより被災地などに管轄がある旨定めている。これらの詳細は国土交通省のウェブサイトでも紹介されている。※

四 原告の貢献と補償の範囲

原告は現場の情報を発し続けて全国に情報を提供するとともに、情報を得て全国から集まるボランティアをコーディネートし適切に配置した。油濁除去実施の場所、天候の判断、保険など原告はボランティアの安全管理にも注意を払った。本件は原告が油濁除去に貢献するために活動した費用、とりわけスタッフの person 費用が補償の範囲かどうか争われた。

前記①~③の基金、保険による補償の範囲は直接的損害ばかりでなく、除去費用なども含む。さらに人の損害ばかりでなく環境の損害、自然復元費用も含まれている。ボランティアの活動自体は補償の対象となる

ことは当然であるが（この場合はボランティアの交通費及び日当）、ボランティアをコーディネートするN G Oの活動資金については補償の範囲となるかは不明である。しかし、原告のようなN G Oの活動が油濁除去に貢献したことは明らかである。こうしたボランティアのための活動家が無償でなければならない必然性はない。我々は、被告ら（船主、P & I 保険、基金）とねばり強く交渉し、結局以下の内容の文書を入れさせた上で和解した。

五 この事件の教訓

公共性の視座の転換が叫ばれて久しい。公共性とは単に国家的利益というものではなく様々な質と内容をもったものがある。それに応じて公共の実現者は国家ばかりでなくN G Oをも含めて考えられなければならない。ナホトカ号事件で活躍したボランティア及びそのためのN G Oは市民の側からの公共の実現者であった。そのような公共的活動に対して有益であると認定され活動費が補償金として支払われた結果の意義は大きい。

本来、個々のボランティアの日当、交通費といった補償金は基金などから支払われる仕組みである。この点についての法的知識が不十分であったためボランティアに対する補償金は請求されず、そのまま船主、保険組合、基金の利益となってしまった。これらの補償金が請求され、例えばN G Oにその金員が寄付されていたとしたら、N G Oはさらに活動の領域を広げることができたであろう。

ともかくも、今回の和解ではボランティアの活動を支えるN G Oの活動資金まで補償の対象となったのであるから今後の類似の事件では大いに活用されることを期待したい。

注（3）の2 公開シンポジウム「経験から語る災害時のボランティアネットワーク」：主催：「福井で語ろう実行委員会」より：

<http://homepage3.nifty.com/n-kaz/simpo/fukuisimp.html>

★日本海重油災害の重油回収活動の経験から：◆北野幹子（三国町社会福祉協議会・重油災害三国ボランティア本部）／①ネットワーク発足の経緯：1月11日重油災害三国ボランティア本部設置から3月31日解散までの期間。三国ボランティア本部を立ち上げるまでは、三国町社協は、三国町の対策本部と現地の民間ボランティアセンター（日本災害救援ボランティアネットワークと、日本青年会議所福井ブロック協議会）

などとネットワークをまめに話し合うことで作った。三国ボランティア本部を立ち上げ後は、ボランティアの受けて（地元住民、漁協関係者、観光協会関係者）やボランティア本部内スタッフなどとのネットワークも加えてコーディネートした。

②その必要性：ボランティア本部立ち上げまでの4～5日間と、立ち上がった後、本部活動をする上での日常随時。

③今後の活動や課題：三国町社協で進めている地区ふくしの会活動（ふれあいのまちづくり事業）やボランティアセンター事業の中で、災害時の登録やボランティア育成、ネットワークを進めていく。また、三国ボランティア本部事務局資料室の整備の中で、活動したボランティアの記録を残していく。

注（4）後日補足

注（5）『京都府漁業誌』第6巻（竹野郡之部）京都府水産講習所編。大正2（1913）年。「竹野郡島津村字掛津地及遊部落」（113p～）沿革：掛津部落ハ遊部落ニ先デテ起リタルモノナランモ其ノ起源ヲ知ル由ナシ。サレド寛平年代ニ当部落内ナル太鼓浜ト称スル地ニ建立シタル白瀧神社祭神大物主神ニシテ寛平七年八月別当遣唐大使中納言従三位兼行左大辨春宮權大夫侍従菅原朝臣ノ建立（蛭子神社）当部落漁業者等ノ建立等ヨリ推スルニ、此時代ハ繁栄ナリシ部落ニシテ、漁業モ盛ニ行ハレタリシモノ、如ク、其当時ノ漁業ハ磯覗、竿釣、若布刈、塩焼業等ナリシガ如シ。元禄年間ノ頃、領主奥平太膳大夫昌泰ニ塩焼運上トシテ米ニ斗肴運上トシテ銀四匁ヲ納付シタリ。ノ寛政ノ頃他国ノ漁夫此地ニ来タリ。掛津浦及琴引浜ハ鱈地曳網使用ニ好適ナルコトヲ詮シ其漁夫ノ指導ニ依リ部落民三十人ヲ一組トシテ、掛津及遊ノ両部落ニ各一組ツツノ鱈地曳網組ヲ組織シ、使用シ始め相当ノ漁獲アリシカバ、両者トモ継続シ来タリシガ、明治八年ニ至リ、琴引浜及太鼓浜付近の古松ヲ伐材セシヲ以テ魚族海岸ニ近寄ラズ漁獲困難トナリシヲ以テ明治二十年ニ至リ掛津部落ノ組ヲ中止シ、遊部落ノ一組ノミトナリ、以テ現今ニ及ベリ。ノ弘化二年遊部落ノ鍋屋文左衛門ナルモノ飛魚旋網及飛魚刺網ノ使用ヲ始メタルモ幾何ナラズシテ漁獲少ナカリシタメ中絶セシガ、明治三十年ニ至リ網ノ構造ヲ改メ使用シ多クノ漁獲ヲ見ルニ至レリ。使用漁具の種類ノ…以下略

注（6）網野町漁協の島津支所「遊浦（あそびうら）」の漁業者（組合員）12名で構成する漁業地区は、地元では「小組合（こくみあい）」と呼ぶ。：小組合：網野町

漁業協同組合：KTR網野駅より北へ車で10分ほどのところに本所があります。平成17年の組合員数は198人で1,200トンの水揚げがありました。なお、網野の東隣の三津に島津地区、西隣の塩江に浜詰浦地区といった漁業地区があり、それぞれ島津支所（旧島津漁業協同組合）、浜詰浦支所（浜詰浦漁業協同組合）が置かれています。島津支所：このうちの遊漁港、掛津地区：遊掛津地区に住まう人間、が「小組合」とよぶものです。つまり、旧島津漁業協同組合に含まれる漁業地区で、「小組合」（コグミアイ）と呼ぶ任意団体として考えればよいでしょう。つまり、「琴引浜」にかかる地域が遊掛津地区という小組合が管轄している。地先の海域を管轄している（地先権）ということになります。（松尾さんのインタビューより）

注（7）2008年太鼓浜体験事業実績：①体験期間：7月1日から8月19日。②実績：販売店：浜店・民宿・旅館の13店舗。③発券数：素潜り鑑札39／徒手鑑札19／販売合計金額10万7000円／販売手数料2万1400円／配分：三津地区に2万1400円／組合に1万0700円／遊浦に5万3500円
④府立海洋高校と合同の採取調査、素潜り体験事業、徒手採捕体験事業なども行い、実際にどれくらい採取できるのかや、その時間、種類などを見た。これらは合同研究として鑑札発行をしなかったもので、売り上げには含んでいない。
⑤また途中の期間に何度か、地元の組合員、地元の高校生、海水浴場の連絡員さんにも少時間、確認していただいた結果、海草、貝類ともに、一般の方に十分体験していただける数が確認できたので、体験時間中に放流などは行なわなかった。
⑥発券所は地域の協力で増えたが、中々周知が行き届かず手間取ったことと、販売数は思ったほど伸びなかった。周知・啓発のポスターや看板の設置や安全確保のブイなどの設置も今後の課題であり、プール金の中から出来る範囲で整備していかなければならないと考えています。

（松尾さん提供の資料より抜粋）

copyright 2009, manabooks-m. nakajima, & Shouji Matsuo & JF-Kyousuiren